

中第一第四第八の三項は之を拒絶し其の他の事項は考慮する旨を回答した。乃て雨村長は之を労働者代表に通知したのである。

こゝに於て労働者側は協議の結果二十九日午後一時より村民大會を開催することになつたが、大城村各區長の調停乗り出しに依り、同日午後三時より大城村役場に於て區長七名と罷業團代表と會見し、區長側より要求貫徹に極力援助を申し出づると共に三十日の就業を勸説したのである。

之に對し罷業團代表は即答を避け労働者大會を開催して區長案の賛否を詰ることになつた。

(3) 労働者大會の状況

七月二十九日午後四時より労働者大會を開催し代表の一

(4)

人久富敏雄司會者となりて前記區長よりの勸説案を參集罷業團員(約百五十名)に諮りたることを、

一、區長の意見に従ひ三十日より就業すべしとする説

一、最高賃銀八拾圓貫徹後就業すべしとする説

の便軟二説に分れ容易に決しなかつたが司會者より、労働時間八時間、最低賃銀一圓、スコツプ器具貸與、爭議中の日給支給の四件の外は殆んど要求が容れられてゐるのである。

一、區長の意見に従ひ三十日より就業すること

二、交渉決裂の際は再び罷業すること

を決定して之を區長に回答し、更に左の事項を協議したのである。

一、本爭議解決迄郡内各町村より人夫を出さざる様三井

(5)